

柏崎市長 様

〒

記載例

所在地

事業者名

代表者職氏名

担当者氏名

電話番号

E-mail

柏崎市採用活動支援補助金交付申請書

柏崎市採用活動支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額	金 <b>537,000</b> 円
申請に必要な書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書（別紙） <input checked="" type="checkbox"/> 対象経費の分かる見積書及び内訳書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 直近の市税の納税証明書（全税目に係るもの） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

必ず一致します。

●補助金交付申請額内訳（実施するメニューのみ記入）

（単位：円）

メニュー	補助事業の 対象経費 ※消費税抜額 (a)	補助率を 乗じた額 (b) (a)×1/2 <small>※千円未満切捨て</small>	補助 上限額 (c)	補助金 申請額 (b)と(c)の 小さい方
採用情報を掲載した ホームページの新 設・改修	<b>250,000</b>	<b>125,000</b>	300,000	<b>125,000</b>
就職情報ポータルサ イトの利用	<b>225,000</b>	<b>112,000</b>	150,000	<b>112,000</b>
採用手段の強化・充 実	<b>700,000</b>	<b>350,000</b>	300,000	<b>300,000</b>
			計	<b>537,000</b>

千円未満を切捨てます。

上限額を上回ったため、上限額  
の300,000円を採用

労働基準法第20条に規定する、「解雇の予告を必要とする者」の人数です。全従業員数から、以下の者を除きます。

- (1) 日々雇い入れられる者
- (2) 2か月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (4) 試用期間中の者

## 1 申請者概要

資本金又は出資の総額	10,000,000 円
常時使用する従業員数	50 人（申請日現在）
主たる事業及び業種	主たる事業（産業機械部品の製造業） 業種（製造業）

## 2 事業計画（実施するメニューのみ記入）

メニュー	事業の概要（該当に○又は詳細を記入）
採用情報を掲載したホームページの新設・改修	・新設 ○改修（現在のURL： <a href="https://www.....">https://www.....</a> ）
就職情報ポータルサイトの利用	○ポータルサイト名（○○ナビ）
採用手段の強化・充実	・WEBツールの導入（ツール名：） ○合同企業説明会の参加 ○その他（採用パンフレットの作成）

（確認の上、チェックしてください。）

- 上記申請メニューは、これまで本補助金又は新潟県柏崎市就職情報発信事業助成金の交付を受けておりません。
- 上記申請メニューは、これまで柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金の交付を受けておりません。（介護事業者のみ）

## 3 収支予算書 ※ 収入・支出ともに合計額が一致するように計上してください。

## (1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
市補助金	537,000	補助金交付申請額と同額
自己資金	805,500	
合計	1,342,500	

## (2) 支出の部 ※ 行が必ず一致します。 記入すること。

(単位：円)

メニュー	経費の内容		予算額	参考
	対象経費	対象外経費	※消費税込額	※消費税抜額
採用情報を掲載したホームページの新設・改修	対象経費	ホームページの改修	275,000	250,000
	対象外経費			
就活情報ポータルサイトの利用	対象経費	掲載料	247,500	225,000
	対象外経費			
採用手段の強化・充実	対象経費	合同企業説明会出展料	550,000	500,000
	対象経費	パンフレットの作成	220,000	200,000
	対象外経費	合同企業説明会旅費	50,000	
合計			1,342,500	1,175,000

## 4 補助事業完了予定日 令和7年 3月 21日

## 5 採用状況

前ページ交付申請書の「●補助金交付申請額内訳」中、補助事業の対象経費欄と一致します。

	年度	大学院・大学卒	短大・専門卒	高校卒
採用実績	令和5年3月卒	3人	人	2人
	令和6年3月卒（内定数）	1人	1人	人
採用計画	令和7年3月卒	2人	1人	1人